別表（第四条関係）

［略］	［略］	［略］
観光庁経験者採用試験（係長級）	［略］	［略］
気象庁経験者採用試験（係長級（技術））	大卒程度の者	一　自然科学の分野における特定の専門領域に関する知識及びその関連領域における知識 二　課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力 三　前二号に掲げるもののほか、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力 四　採用後の研修又は職務経験を通じて前各号の知識及び能力の向上が見込まれる資質

備考　この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

［一～八　略］

九　気象庁経験者採用試験（係長級（技術））　経験者採用試験のうち、第二条第九号に掲げる官職への採用を目的としたもの

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この内閣官房令は、平成二十九年七月三日から施行する。

別表（第四条関係）

［同上］	［同上］	［同上］
観光庁経験者採用試験（係長級）	［同上］	［同上］

［項を加える。］

備考　［同上］

［一～八　同上］

［号を加える。］

府　令

○内閣府令第三十八号

児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項及び第二項、第二十条第一項、第二十六条並びに第三十条の規定に基づき、児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年七月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令

児童手当法施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第二項第一号中「の属する世帯の全員の住民票の写し」を「の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、当該児童が世帯主である場合にはその旨、当該児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの」に改める。

第六条第三項第一号中「の属する世帯の全員の住民票の写し」を「の住民基本台帳法第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、当該児童が世帯主である場合にはその旨、当該児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの」に改める。

第八条中「住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）」を「住民基本台帳法」に改める。

第十二条第一項の表第一条の四第二項第一号の項を次のように改める。

第一条の四第二項第一号	支給要件児童のうちに一般受給資格者（法第七条第一項に規定する一般受給資格者をいう。以下同じ。）（法人にあつては、主たる事務所の所在地）（法人にあつては、主たる事務所の所在地）の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域外に住所を有する児童（施設入所等児童（法第三条第三項に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。）を除く。）以下この項、第二条第二項及び第六条第二項において同じ。）があるときは、当該児童
当該児童が世帯主である場合にはその旨、当該児童	その者が世帯主である場合にはその旨、その者

第六条第三項の表第六条第三項の項を次のように改める。

前項	添えなければならない
当該児童が、一般受給者の住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）の市町村の区域外に住所を変更したとき又は当該市町村の区域外において住所を変更したとき（次号に該当する場合を除く。）は、	公務員である一般受給者又は
当該児童が世帯主である場合にはその旨、当該児童	その者が世帯主である場合にはその旨、その者
前二項	添えなければならない。ただし、第二号に該当する場合には、第一号に掲げる書類を添えることを要しない